

女性活躍推進法に基づく行動計画

より多くの女性がその個性と能力の発揮ができ、活躍できる雇用環境の整備を行う為、次のよう
に行動計画を策定する。

計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

内容

目標1	管理職に占める女性労働者の割合を50%以上にする。
対策1	令和3年4月～ リーダー研修の実施
目標2	男女別の育児休業取得率を及び平均取得期間 男女とも育児休業取得率を70%以上とし、平均取得期間を10カ月以上とする。
対策2	平成3年4月～ 育児休業を取得できることを周知する為のアナウンスをする。

<女性の活躍に関する情報の公表>

令和2年度 管理職に占める女性の割合（令和3年3月末現在）
45%

令和2年度 男女別の育児休業取得率
男性 0% 女性 100%